

2019年度②

商 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法②

I 手形行為の無因性の意味について説明しなさい（150字以内）。(20点)

II 次の問題〔1〕と〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(80点)

〔1〕 京都市に本店を置く甲株式会社（以下、「甲社」という。）は、工作機器の製造・販売を事業内容とする公開・大会社であるが、上場会社ではない。甲社の大株主として、工作機器を海外向けに販売する専門商社の乙株式会社（以下、「乙社」という。）が存在し、乙社の甲社株式持株比率は、3年前より現時点まで、40パーセントである。なお、甲社は種類株式発行会社ではない。乙社代表取締役社長のXは、かねてより甲社代表取締役社長Aをはじめとする甲社の取締役数名につき経営能力が著しく欠如していると考えており、次の甲社株主総会で経営陣の入れ替えを行うべきと考えている。甲社の定款には、取締役の員数につき、特段の定めはない。平成30年6月3日、甲社は、適法に定時株主総会（以下、「本件株主総会」という。）の招集通知を発出した。そこでは、会社提案議案として、改選期を迎える取締役B・C・Dの3名を再選任する議案（①議案）が、また、株主（乙社）提案議案として、任期途中のAを取締役から解任する議案（②議案）、取締役いずれも乙社取締役のE・Fの2名を選任する議案（③議案）が記載されていた。なお、乙社の株主提案権は、法定の要件をすべて充たし、適法に行使されていたものとする。同年6月25日に、本件株主総会が開催され、議決権の代理行使分を含めて全株主（1000株）が出席した。議長のAは、②議案につき採決に付したところ、賛成450株、反対550株で、②議案は否決された。もっとも、②議案に関し、議場でXがAに質問をしたところ、Aは正当な理由がなくこれに回答しなかった。続いて、①議案は賛成550、反対450で可決された。議長のAは、Xが抗議する中で、③議案を採決に付すことなく、閉会を宣言し散会した。

乙社は、同年7月15日に、本件株主総会における①議案と②議案の決議の取消しの訴え（会社法831条）を提起した。この訴えが認容されるかにつき検討しなさい。

(40点)

〔2〕 大阪市に本店を置くA株式会社（以下、「A社」という。）は、食品の製造・販売を事業内容とする公開・大会社であり、かつ証券取引所への上場会社である。A社は、監査役会設置会社であり、種類株式発行会社ではない。Xは、A社の株式100単元を3年前から継続保有するA社株主である。Yは、A社の代表取締役社長を3年前から務めている。平成29年5月に、Yは、食品製造部門担当の取締役Zから、A社の主力工場で、未認可の食品添加物が継続的に使用されており、また、原材料の原産地表示の偽装が行われているとの報告を受けた（以下、「本件不適正事象」という。）。Yは、Zに今後の改善を指示するとともに、過去に生じた本件不適正事象につきその隠ぺいを指示した。ところが、同年7月に、A社の監督官庁やマスコミに対して、本件不適正事象に関するA社従業員からの内部告発がなされ、大きく報道されるとともに、監督官庁から一部の業務の一定期間停止が命じられた。これにより、A社の業績は急低下し、再発防止費用等を含めA社に合計10億円の損害が生じたものとする。また、本件不適正事象の報道前後で、A社の株価は1単元あたり1万円から、6000円に急落したまま回復していない。

Xは、①平成30年8月に、YとZを被告として、会社法429条1項に基づく責任追及の訴えを、また、②同年10月に、YとZを被告として、会社法847条の手続きにより同法423条1項に基づく責任追及の訴えを提起した。①と②の訴えが認容されるかにつき検討しなさい。なお、各々の提訴手続きは適法になされたものとする。

(40点)